時事新報

明治廿八年八月廿八日 水曜日
舊曆乙未七月九日 (丁未)
日出 午前五時十一分　日入 午後六時十四分
月出 午後一時四十五分　月入 午後十一時三十六分
(西暦一千八百九十五年)
年始より二百四十日　年末まで百二十五日

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

鐵道の敷設を自由にす可し

時事新報

過般以來屢ば開會の噂ありては又屢ば延期したる鐵道會議も愈よ去二十六日より開會せられたり此度の會議に附せらる可き種々の議案の中に就て最も世間の注意を喚起す所のものは即ち新線路許可の問題に外ならざる可し是れまで私設鐵道に對する政府の方針を窺ふに只管み事業の計畫を制限して以て競爭の弊を防がんとを勉るもの〻如し然るに民間の企業心は甚だ盛にして新線路敷設の出願陸續絶えざれども首尾よく政府の許可を得て實際の工事に着手する者とては誠に寥々たる少數に止まり遂に人をして鐵道事業の困難は募金に在らず工事に在らず唯政府の許可を得るの一事に在りとの歎を發せしむるに至りしみぞ是非なけれ我輩の毎度論辯せし如く目下我國の鐵道は競爭よりも寧ろ專有の弊害を蒙りつ〻あるにも拘はらず當局者が漫に競爭の害のみを空想して其豫防法に心を奪はれ知らず識らずの間に却てます〱專有の惡弊を養成し來りし其趣は恰も醫者が貧血症の病人に對して多血の害を恐れ頻りに減損療法を施して却てます〱之を衰弱せしむる者に等しく觀察を誤るの甚だしきものにして治術を受る病人みぞ迷惑の至なれ我國の鐵道哩數は最早や三千哩に近からんとし之を數年前に比すれば實に著しき進歩なれども又一方に於て歐米諸國の例を以て推すときは我國の鐵道は人口面積に割合はして倚は法外に少なきものと云はざるを得ず昨年一月の調査に據れば歐米諸國の鐵道哩數は左の如し

北米合衆國	十七萬七千百五十三哩
獨逸	二萬七千四百三十九哩
佛蘭西	二萬二千零二十八哩
露西亞	二萬二千九百八十六哩(昨年表調)
大英國	二萬零六百四十六哩
墺地利	一萬八千零零八哩
伊太利	八千百五十八哩
西班牙	六千七百零八哩

右の如く歐洲にて國勢最も振はず文明進歩の遲きを以て稱せらる〻西班牙にさへ猶ほ且つ七千哩に近き鐵道あるに東洋の新文明國として政治上に商工上に[illegible]れが大に[illegible]らんとする日本國が僅に其半數にも足らざる鐵路を以て滿足す可き理由は萬々ある可らず此一點より見るも我國の鐵道事業が今日の有樣に滿ずるは天然の成行に非ずして寧ろ人爲制限の結果なり[illegible]て其競爭の弊害を恐るゝは識る可きものなきに非ざれども左る因ても競爭の爲めに直接の損害を蒙る者は[illegible]自から[illegible]に心配し[illegible]の業者にして其世話を被る者みぞ却て「難有迷惑」なれ要りに一歩を讓りて鐵道營業者が前後を顧みず互に競爭して或は其爲めに失敗破産する者ありとせんか營業者の爲めには聊か氣の毒なれども競爭の結果として各會社が運賃を引下げ乘客荷物の取扱を改良し汽車の速力を増加する等のみとあらば公衆一般は却て無量の便利を蒙るに相違ある可らず左れば國家全體の爲めに謀るときは鐵道の競爭は果して弊害なるや利益なるや容易に判斷す可らざるに似たり兎に角に目下我國の鐵道事業が競爭の爲めに衰頽するなどの掛念なきのみと丈けは事實に明白なれば當局者は此際一日も速に舊來の干渉主義を斷念して私設線路の出願者あるときは大概の場合には續々を許可して以て日本の鐵道哩數を世界に對して耻かしからぬ程度までに增進せしむるみをと勉む可しと我輩の切に勸告する所なり偶ま鐵道會議の開會に際し敢て平素の意見を再陳して當局者の注意を促すのみ

官報

○省令

○農商務省令第九號

明治二十三年(九月)農商務省令第十二號商業會議所條例施行規則左ノ通改正ス

明治二十八年八月二十七日　農商務大臣　子爵榎本武揚

商業會議所條例施行規則

第一條　商業會議所設立ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ發起人連署スヘシ

一　會議所ノ名稱、位置
二　設立地ノ區域
三　定款ヲ以テ定ムヘキ會員ノ定數

設立地ノ區域數市町村ニ亘ルトキハ各市町村ニ於テ發起人アルコトヲ要ス

第二條　地方長官會議所設立ノ認可申請書ヲ農商務大臣ニ進達スルトキハ發起人ノ職業、年齡、所得税納額ノ調書及會議所設立地ノ商業者中會員ノ選擧權ヲ有スル者、被選擧權ヲ有スル者ノ人員調書ヲ添附スヘシ

第三條　發起人會議所設立ノ認可ヲ得タルトキハ其旨ヲ設立地ノ商業者ニ公告シ認可ノ日ヨリ三十日以内ニ初回會員選擧規則及創立費豫算ヲ編製シ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

第四條　發起人初回會員選擧規則及創立費豫算ノ認可ヲ得タルトキハ認可ノ日ヨリ六十日以内ニ第八條ニ依リ會員選擧ノ施行ヲ請求スヘシ

第五條　發起人ハ會議所初回ノ會議ニ於テ其執行シタル事務ノ報告ヲ爲シ一切ノ書類物件ヲ會議所ニ引繼クヘシ
會議所ハ前項ノ引繼ヲ受ケタル後六箇月以内ニ創立費決算報告書ヲ農商務大臣ニ進達スヘシ

第六條　會議所ハ初回ノ會議ヲ開キタル日ヨリ三十日以内ニ定款ヲ議定シ農商務大臣ノ認可ヲ申請スヘシ

第七條　會議所ハ會員ノ選擧ヲ爲ストキハ會員選擧人及被選擧人ノ名簿ヲ調製シ[illegible]郡長若クハ市長ニ選擧ノ施行ヲ請求スヘシ
會議所ノ設立地ノ區域數市町村ニ亘ルトキハ會議所ヲ設置スル地ノ郡長若クハ市長ニ請求スヘシ

第八條　郡長若クハ市長ハ會議所又ハ發起人ヨリ會員選擧施行ノ請求ヲ受ケタルトキハ十五日以内ニ選擧ノ期日ヲ定メ少クトモ十五日以上ノ豫告ヲ爲シ其選擧ヲ施行スヘシ

第九條　郡長若クハ市長ハ會員ノ選擧ヲ終リタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

一　當選者ニ當選ノ通知ヲ爲シ會社、取引所ニハ通知ヲ爲スト同時ニ[illegible]
二　選擧ニ關スル書類ハ會議所ニ引繼クヘシ
三　會議所創立ノ場合ニハ選擧ヲ終リタル日ヨリ十五日以内ニ會議所ニ引繼クヘシ
[illegible]
五　代表人ノ氏名ヲ届出ヲ命スヘシ

第十條　郡市町村長ハ會員選擧人名簿ノ調製及會議所經費ノ賦課ニ付キ必要ナル會員選擧權及被選擧權ノ要件、所得税納額及其他ノ納税額等ノ爲メ會議所又ハ發起人ヨリ請求アルトキハ其書類ヲ閲覽セシムヘシ

第十一條　會議所ハ會員ノ[illegible]七日以内ニ農商務大臣ニ届出ツヘシ

第十二條　會議所ハ[illegible]會計年度[illegible]箇月以前ニ[illegible]進達スヘシ

第十三條　會議所ハ每月[illegible]報告スヘシ

第十四條　會議所第三條[illegible]ハサルトキハ[illegible]

第十五條　[illegible]タルトキハ遲ニ其[illegible]

雜報

○太平洋方面に向へる露國の運動

嚮々北方に據りて野心勃々たりと稱せらる〻彼の大國が太平洋方面に經營を始めしはコッサック兵の一隊がオクホッツスク附近に其旗を立てし時なり○千六百四十三年、黒龍江下流の沿岸に昔時にても尙りさうなる途方途轍もなき莫大なる黄金の産出地を見出せりとの一報はモスコー府に達したれば其七月十五日にピーター、ボヤルコフなる者、數多のコッサック騎兵を率ゐてユーラル山脈を乘越え此寶の山に向て進みしが行く〱數多き隨從者を得て更に大得意なりし所、該度は殆んど北京に皆れりと雖も之よりは遙か北方の或る場所に於て實力ある支那の滿州兵に遭遇し暫く間に物の見事に追散らされたり此時より露人共に向て交渉の手蔓を得たるもの〻如し如何となれば古來第一の英の露國艦船が廣東を發して會議に來着するや否や露帝は大使を北京に派出したり然るに支那の派出官は此大使を黒龍江の南に殺戮したりしかば露は直にクハバロフをして一小軍隊を及び多くの江水の上流に於て船を造り使て以て太平洋に漕ぎしめん爲めの船大工及び職工とを率ゐて進ましめし所、露帝の辛苦も水の泡、彼もや一萬八千の支那兵は首尾よく之を途に吃止め露國は遂に止むを得ずチルチンスクと云ふ國境市府に於て黒龍江畔を擧げて其所有權を讓渡し之を支那のものと認る條約に調印したり然れども露國又は其派出官等は彼等が中央亞細亞に於て爲せし樣に習ひ倚は懸りすまに野心の計畫を逞ふしたるの極、千七百十年に支那帝はジェーツー及びフライデルと云ふ二人のジェイト僧侶を派出して北部國境の精確なる地圖を製せしめたるが此兩人の製圖の明細なる、現存の諸地圖は殆んど皆みれに據れり支那と西伯利との國境は當時、支那の國力露に勝れたるみを疑ふ可らざる次第を示せり是の故に露國が航海師ヴィタス、ベーリングを極東へ向けて陸行せしめし時もベーリングは兼ねて其航海用に供せん爲めの船の碇泊所たるオクホッツスクに達するまでの長旅路の其全時期を遮ぎて常に避けて緯度五十七度より遙か北を行きたり畢竟、當時の露西亞は其版圖のみ、ッ廣さにも拘はらず貧乏極まる國にして斯く本國根據より去りし地方に於ては支那の如き國の爲めに徹頭徹尾其興廢の運命を自由にされたるや爭ふべからざる事實なり

ベーリングの探檢はよく世間に知れ渡りて今更らクダ〱しく云ふにも及ばず彼はカムチャッカが是まで世人の想像せし如く日本の一部に非ずして一の半嶋たるみとを發明し又アワッスカ灣(ペトロパウロスキー)及び北緯五十八度三十分の所に在る亞米利加の海岸幷にアリューシャン群嶋を發見せり然るにアワッスカに歸航の途中ベーリング嶋に難船し遂に同嶋に於て壞血病と飢渇との爲めに淺ましき死を遂げたり此處に於てベーリング部下の乘組員は彼の難破船の遺骸の片々を集めて辛くも一艘のボートを造り命からがら露國へ歸りしが當時ベーリングの發明せる海峽は今日の、ベーリング

ストレートに非ずら
細亞の東の果てを顯
ベーリングが發明の
肢の所領なりと宣
合せし露國の面積は
商賣上より見れば
し千八百五年に露
往き千七百四十一年
を掠奪せん爲めク
を指揮して出張せ
て其沿岸に數箇處の
より同二十七年に
フリゲートが艦長
全極東方面に於け
て大に力ありたり
國の侵略を成功せ
見したり斯れば露
ず碌々として日を
しも熱心に見守る
め尤も此機失ふ可
江下流を併呑して
港の基礎を置きた
り其翌年中に英國
船はフリゲートに
此以前に石炭をサ
ユニチアチンは露
百五十四年に外軍
黒龍江の上三百哩
之を製造したりみ
平洋艦隊の爲めに
其後、みの戰爭の
二汽船を
り又フリゲ
たり
千八百六十
の方
る勢力を
峰を迂回し
速に進らん
に至りたる
六十年北京
を得ざるに
龍江及び滿州
したる二
は情の
られたれば
露國に利
其國境を
意の鼻を
は外國の
多量を得
世紀の初期
章と共に
英の競爭は
に臨を